

犬の登録と狂犬病予防注射

●市に犬の登録を(生涯に1回)

▽飼い始めた日から30日以内 ※
生後90日以内の場合、生後90日経
過以後30日以内に登録を。毎年1
回の狂犬病予防注射も必須 ※登
録鑑札交付含む・狂犬病予防注
射済票交付含む)は市と協定を締
結している動物病院でも手続き可
各動物病院に問い合わせを ※登
録鑑札・狂犬病予防注射済票の犬
への装着が義務付けられています

●こんな時は届け出を

住所変更、飼い主変更、飼い犬
死亡の場合、30日以内に届け出を。
▽動物愛護管理センター(☎263-1
125)、各総合支所市民生活課
▽菊川(☎287-4004)、豊田(☎
766-2187)、豊浦(☎772-401
7)、豊北(☎782-1925)

心の健康相談

精神科医が相談を受けます。



回所①5月21日(水) 豊
田保健福祉センター ②
5月23日(金) 市役所本
庁舎新館3階 ▽午後1時〜3時
③岡成人保健課(☎231-1419)

定期予防接種の 接種間隔の変更について

平成26年4月1日より、定期予
防接種の接種間隔が一部変更とな
りました。かかりつけ医とよく相

話し、計画的に予防接種を受けま
しょう。接種を受ける際は、必ず
事前に医療機関に電話で予約を。
●母子健康手帳
●子ども保健課(☎231-1447)



ブックスタート

「ブックスタート」とは「絵本」を
介して赤ちゃんと周りの大人が心
安らぐ楽しい語り合いのひとつ
を持つことを応援する運動です。

1冊目の絵本は、地区の民生委
員・児童委員による各家庭の訪問
の際に、2冊目の絵本は1歳6カ
月児健康診査の会場で渡します。

●子ども家庭課(☎231-1353)
●菊川図書館(☎287-0102)、豊
田図書館(☎766-3432)、豊浦
図書館(☎775-4180)、豊北図
書室(☎782-1718)

乳幼児医療費を助成します

●義務教育就学前乳幼児に要した
医療費のうち、保険診療内の自己
負担分 ●所得制限 乳幼児の父
母の平成25年度市町村住民税所得割
額(税額控除前)の合計が13万67
00円以下 ※3歳未満(3歳の誕
生日を迎える月の月末まで)の乳幼
児で所得制限を超えている場合、
市独自の制度で助成 ●乳幼児の

離職で住居を喪失か その恐れのある方へ 住宅支援給付を支給



●次の全てに該当する方 ①離職後
2年以内の65歳未満の方 ②離職前
に自らの労働により賃金を得て主と
して世帯の生計を維持していた方
③就労能力や常用就職の意欲があり、
公共職業安定所へ求職申し込みを行
う方 ④住宅を喪失している方(喪
失の恐れのある(⑤⑥の要件に該当
し、賃貸住宅などに入居している)
方 ⑤原則収入のない方(一時的な
収入がある場合、生計を一とする同
居の親族との収入の合計が一定額以
下) ⑥生計を一とする同居の親族
との預貯金の合計が一定額以下 ⑦
国の住居喪失離職者などに対する雇
用施策による貸し付け給付を申請
者や生計を一とする同居の親族が受
けていない ●支給額は単身3万
1,000円以内、複数4万円以内(世帯
員7人以上は4万8,000円以内) ▽
支給期間=最長3カ月間(就職活動
を誠実に実施している方は3カ月間
延長可)

●賃貸住宅の契約を行う際に初期費
用への対応が困難な方や生活費が必
要な方は、社会福祉協議会の「生活
福祉資金(総合支援資金)」や「臨時特
例つなぎ資金」を活用できます。
●福祉政策課(☎231-1418)、
社会福祉協議会(☎232-2003)

健康保険証、印鑑、平成25年1月
2日以降転入の方は、平成25年度
市町村住民税の税額の分かる物(父母
両方分) ●子ども家庭課、各総合
支所市民生活課、各支所へ。
●子ども家庭課(☎231-1928)

病児保育

子どもが病気の時に、保護者が
仕事などの理由で家庭で保育でき
ない場合、一時的に預かります。

●連続の利用は原則7日以内

●0歳〜小学3年生の病気の子ども
●月々金曜日 午前8時〜午後
6時、土曜日 午前8時〜午後
2時 ※日曜日、祝日、お盆、年
末年始は利用不可 ●すこやかル
ム(うめだ小児科/☎245-5691)、
わかば病児保育所 昭和病院/☎
233-0548)、おひさまキッズハウ
ス(青葉子どもクリニック/☎256-
2865)、病児保育室(こいえか
ねはら小児科/☎250-9876)

●(1日)▽市民税課税世帯:20
00円 ▽市民税非課税世帯・生
活保護世帯:1000円
●子ども家庭課(☎231-1353)

紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、
紙おむつなどを現物支給します。

●次の全ての要件を満たす要介護
者を介護している住民税非課税世
帯の同居家族 ▽市内に居住し、
在宅で生活している ▽要介護
3・4・5である ▽生活保護を
受給していない ※要介護3の場
合、平成26年4月1日以降に合計
3万円を超える介護用品を購入し
たことが確認できる領収書を添付
し、在宅介護支援センターを経由
して申請を ●支給品目 紙お
むつ、尿取りパッド、ゴム手袋、
お尻ふきシート ▽支給限度 2
カ月につき1万円を上限として現
物支給 ▽利用者負担 支給に要

高齢者保健福祉実態調査に ご協力を

高齢者の保健福祉サービス向上
の資料とするため、5月1日現在、
市内の65歳以上の一人暮らしの方、
75歳以上の二人暮らしの方などを
対象に実態調査を行います。
●各地区の民生委員が5月中旬〜
6月中旬に訪問しますので、協力
をお願いします。
●問い合わせ支援課(☎231-1340)



保険・年金

各総合支所市民生活課
▽菊川(☎287-4003)
▽豊田(☎766-2180)
▽豊浦(☎772-4023)
▽豊北(☎782-1922)

